

令和6年1月 和水町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月10日（水） 午後1時30分から午後2時14分

2 開催場所 和水町三加和公民館 講堂

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである（10名）。

会 長 1 番 有働憲一

会長代理者 2 番 金栗孝義

委 員 3 番 猪口琢真 4 番 菊川俊二 5 番 吉田広志 7 番 高木修治

8 番 池田弘昭 9 番 山崎照代 10 番 中畑昇 11 番 池田勝美

※6番：欠番

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである（0名）。

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（11名）。

江上幸一 樋口哲男 福山修 深草哲夫 浦部俊一 牛島宣雄 竹下孝昭

有富博明 落合修 石原寛之 吉永剛

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである（5名）。

上田憲一 前淵慎一郎 中嶋孝 山下栄次 井島武士

7 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

報告第1号 中途解約通知書について

6 そ の 他

7 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（2名）。

事務局長 池上 圭造（兼庶務係長）

主事 泉 光星

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである（1名）。

会計年度任用職員 中嶋 康文

事務局 池上

1 開会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。

まずは、挨拶から始めますので、皆様ご起立をお願いします。

「こんにちは。」ご着席ください。

それでは、ただ今から、令和6年1月和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、農業委員10名中10名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条の規定により会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、明けましておめでとうございます。

1月1日、夕方、石川県で震度7の大きな地震が発生し、10日過ぎた今でも悲惨な状況となっています。石川県では雪も降っており、避難生活も大変な状態となっています。早く元の状況に戻ることを祈っています。

さて、本日は、農業委員会も今年初めての総会です。

私たち農家を取り巻く環境も、高齢化、後継者不足など厳しい状況になってきています。皆さんの知恵を借りて、耕作放棄地を出さないように、今年一年、取り組んで行きましょう。

寒い日が続いています。健康に注意してお過ごしください。

本日の総会、よろしくお願いします、

事務局 池上

有働会長、ありがとうございました。

会長には、会議規則第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

4 議事録署名人の指名

会長 有働

議事に入る前に、議事録署名人の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、5番吉田委員と9番山崎委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

この件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定の許可申請が、1件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案の1ページをご覧ください。

使用貸借権設定の整理番号1 原口の貸渡人から原口の借受人へ（使用貸借）

この案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」の全ての審査基準に適合しています。

議案第1号について事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第 1 号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第 1 号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を、議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

農地法第 5 条の規定による農地の転用許可申請が 3 件提出されています。
当事者及び土地の所在地等については、議案の 2 ページをご覧ください。
申請書添付書類については、別添の「転用資料」でご確認ください。

整理番号 1 一般住宅増築用地（所有権移転）

茨城県牛久市の譲渡人から上和仁の譲受人へ、一般住宅の増築用地として売買による所有権移転を行うものです。

申請地は、上和仁地内にある住宅地に隣接した狭小な田です。

譲受人の父が、隣接する住宅を増築されていますが、申請地部分に越境していることが最近判明したため、申請地を、住宅の増築用地として売買及び転用申請されるものです。

この申請については、追認案件となりますので、始末書が添付されています。

申請地に係る給排水計画は、井戸から給水され、雨水は自然浸透により排水、生活用雑排水は合併浄化槽に接続されています。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第 2 種農地」に該当し、既存の宅地を拡張する形での転用となりますので、代替性は必要ありません。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、既に転用済みであり、売買についても領収証にて支払いを確認していますので問題ありません。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」についても、既に転用済みであるため、問題ありません。

「計画面積の妥当性」は、計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われま

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。
続いて、整理番号2と3について説明します。

整理番号2及び整理番号3 太陽光発電施設用地（賃貸借権設定）

整理番号2については瀬川の貸渡人から、整理番号3については千葉県浦安市の貸渡人から、京都府京都市の借受人へ太陽光発電施設用地として賃貸借権の設定を行うものです。

この申請地は、瀬川地内の集落内にある隣接した畑となっており、周囲には、既に太陽光発電設備が設置されている農地もあり、太陽光発電施設の集積地となっています。

給排水計画について、給水は、転用目的が太陽光発電設備の設置であるため計画されておりません。雨水処理については、申請地の敷地境界にフェンスを設置し、自然浸透させ、隣接する農地に流れ込まないよう畦畔盛土にて止水、防草シートを敷設し保護されます。なお、隣接地権者への事前説明もされております。

生活雑排水や汚水も発生することはありません。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当しますが、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、令和6年3月末日までに工事完了予定ですので、問題ないと思われます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。
議案第2号の事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。
整理番号1について、11番池田勝美委員の報告をお願いします。

11番
池田勝美委員

整理番号1について、11番池田が報告します。
12月19日午後2時に、私と吉永推進委員、事務局員の計3名で現地確認を行いました。
申請地は、里道と水路に囲まれた狭小な田でした。隣接する住宅の増築部分と合併浄化槽が埋設されており、耕作地としての機能はなくなっていました。
生活用雑排水については合併浄化槽に接続されており、雨水については自然浸透とし、余水については側面を流れる河川へ接続されていました。
申請地は周辺農地への日照、通風など影響は無いと判断しました。
「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。
以上で現地確認の報告を終わります。

議長	有働	次に、整理番号２及び３について、３番猪口委員の報告をお願いします。
３番猪口委員		整理番号２及び３について、３番猪口が報告します。 １２月２１日午前１０時に、私と江上推進委員、事務局員の計３名で現地確認を行いました。 申請地は、瀬川地内の閑静な集落の一角にありました。 周囲には、既に太陽光パネルが３ヶ所ほど設置されており、太陽光発電の集積地となっていました。 生活用雑排水については、太陽光パネル設置ですので発生することはありません。 雨水については自然浸透とし、余水については側面を流れる排水路へ接続される計画でした。 申請地は周辺農地への日照、通風など、影響は無いと判断しました。 「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われます。 以上で現地確認の報告を終わります。
議長	有働	ただ今、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。 議案第２号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。 ——— 「異議なし」の声 ———
議長	有働	無いようですので、採決をします。 議案第２号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。 ——— 全員挙手 ———
議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第２号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。 次に、議案第３号「農用地利用集積計画について」を、議題とします。 今回、賃貸借権設定の整理番号４は、農業委員会の委員が関与される案件です。 会議規則第１０条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、まずは、その案件を除いて審議します。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	泉	議案第３号「農用地利用集積計画について」 農用地利用集積計画の賃貸借権設定の申出書が５件提出されています。農用地利用集積計画書によりますと、全て再設定の案件となっています。 この計画にかかる申出人及び土地の所在地等につきましては、議案の３ページをご覧ください。 整理番号４については農業委員会の委員が関与される案件ですので、まず、それを除く４件から説明いたします。 これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号。以下「改正法」といいま

す。)」附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。

賃貸借権設定の整理番号4を除く議案第3号の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。
賃貸借権設定の整理番号4を除く議案第3号について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
賃貸借権設定の整理番号4を除く議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、賃貸借権設定の整理番号4を除く議案第3号については、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第3号の賃貸借権設定の整理番号4について、審議します。
この案件については、農業委員会の委員が関与される案件です。会議規則第10条の規定に基づき、議事参与の制限がありますので、関係委員の退室を求めます。

—— 関係委員 退室 ——

議長 有働

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第3号の整理番号4について説明します。
賃貸借権の再設定の案件となります。
この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案の3ページをご覧ください。
この計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。
議案第3号の賃貸借権設定の整理番号4についての説明は以上となります。

議長 有働

ただいま、事務局から説明がありました。
議案第3号の賃貸借権設定の整理番号4について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第3号の賃貸借権設定の整理番号4について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長	有働	全員賛成です。 よって、議案第3号の賃貸借権設定の整理番号4については、原案のとおり承認することに決定しました。 関係委員の入室を許可します。 ——— 関係委員 入室 ———
議長	有働	これで、すべての議事が終了しました。続いて報告案件に移ります。 報告第1号について、事務局から報告をお願いします。
事務局	泉	報告第1号「中途解約通知書について」 農地の賃貸借権の中途解約が6件ありました。全て貸し手、借り手双方合意による解約です。 通知者及び土地の所在地等については、総会資料の4ページ及び5ページをご覧ください。 以上で、報告を終わります。
議長	有働	本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。 各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。 ——— 「意見・質問等なし」 ———
議長	有働	無いようですので進行を事務局へお返しします。
事務局	池上	有働会長には、議長を務めていただきありがとうございました。 6 その他（連絡事項） 総会資料の6ページをご覧ください 事務局から、事務連絡。 7 閉会 ご起立をお願いします。 これをもちまして、令和6年1月和水町農業委員会総会を閉会します。 お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署 名 委 員 5 番 _____

署 名 委 員 9 番 _____

議事録調製者 池上 圭造
本誌（表紙除く） 8 頁